

社会福祉法人ハートフル大東役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ハートフル大東(以下「この法人」という。)定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員並びに評議員選任、解任委員会委員をいう。
- (2) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。なお、報酬等は、この法人の役員等としての職務遂行の対価に限られ、この法人の職員として受け取る財産上の利益を含まない。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員等の報酬の決定については、評議員の決議によって定められた総額の範囲内において、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。報酬月額は、毎月11日から翌月10日の分をその月の25日に支給する。
- 3 役員等には役員等賞与及び退職手当を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員等の報酬総額は評議員会で決定し、別表第1「報酬総額」に明確にする。

- 2 この法人の役員等の報酬月額は、別表第2「報酬月額」に明確にする。

(報酬等の支給基準)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(交通費)

第6条 役員等には、その通勤の実態に応じ交通費を支給する。その支給基準は別表第3「交通費支給基準」に明確にする。

(費用)

第7条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要する費用については、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもってこの法人の報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人ハートフル大東役員報酬規程(平成21年4月1日施行)は、この規程の施行に伴い廃止する。
- 3 この規程は、平成29年6月12日から施行する。
- 4 社会福祉法人ハートフル大東役員報酬規程(平成29年1月1日施行)は、この規程の施行に伴い廃止する。

別表第1	報酬総額	(1)理事の報酬総額	年額 480 万円以内
		(2)監事の報酬総額	年額 10 万円以内
		(3)評議員の報酬総額	無報酬
		(4)評議員選任・解任委員会委員	無報酬

別表第2	報酬月額	(1)理事長の報酬月額	月額 20 万円
		(2)その他の理事	無報酬
		(3)監事のうち公認会計士又は税理士の資格を有する者	報酬額 1日につき 1万円
		(4)(3)以外の監事	無報酬
		(5)評議員の報酬月額	無報酬
		(6)評議員選任・解任委員会委員	無報酬

別表第3 交通費支給基準

理事長及びこの法人の職員たる役員等並びに報酬を支給する監事を除く役員等に、理事会、評議員会、監事会、評議員選任・解任委員会に出席ごとに、1日につき次のとおり交通費を支給する。

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| (1)役員等の居住地が大東市内の場合 | 1日につき一人 2,000 円 |
| (2)役員等の居住地が大阪府内(大東市を除く。)の場合 | 1日につき一人 3,000 円 |
| (3)役員等の居住地が大阪府外の場合 | 1日につき一人 4,000 円 |